

【機密性 1】

「令和 7 年度原子力災害影響調査等事業（甲状腺検査に資するデータ取得・管理に関する課題の調査）委託業務」に関する質問回答

令和 7 年 7 月 24 日
環境省大臣官房環境保健部
放射線健康管理担当参事官室

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>【仕様書Ⅲ.3 (3) ③ヒアリング調査について】</p> <p>●仕様書の第1段落と第2段落が③ヒアリング調査の概要、第3段落がその詳細との理解でよいか。つまり、③で実施するヒアリング件数の目安は25か所との理解でよいか。</p> <p>（仕様書抜粋 ※段落のみ追記）</p> <p>（第1段落）「県民健康調査」等の健康管理施策を実施している自治体、周辺自治体、医療機関、研究機関、支援団体等の関係者（以下「健康管理関係者等」という。）に対してヒアリング調査を実施すること。</p> <p>（第2段落）また、公衆被ばく線量把握及び健康管理・健康相談に精通している有識者へのヒアリングも検討し、実施すること。</p> <p>（第3段落）②のアンケート調査の中から、公衆被ばく線量把握又は健康管理・健康相談に対して先行的な取組を実施している健康管理関係者等や今後の体制整備等に意欲的な関係者等を中心に、25 か所程度のヒアリングを実施すること。</p>	<p>仕様書Ⅱ.3 (3) ③ヒアリング調査についての質問と読み替えて回答しますが、ご見解のとおりです。</p>
2	<p>【提案書作成・審査要領の「5. 組織の実績」について】</p> <p>●提案書様式内の注記では「注 2 業務名は 1 0 件まで記載できるものとする。」とあるが、評価基準表の加点の基準では「①から④の業務ごと 3 件以上ある場合は各 3 点を加点」とあり、12 件の実績（4 項目×3 件）を記載しないと、加点で満点とはならないと思われる。</p> <p>組織実績は12件まで記載できるという認識でよいか。</p>	<p>点数の配分としては①～④のいずれかの実績が 2 件以上ある場合を可 3 点とし、①～④の業務ごとに 3 件以上実績がある場合は各 3 点を加点します。満点は 3 点 + 4 項目 × 3 点の 15 点とします。①～④の項目について各 3 件を限度として業務名、それぞれの概要等を記載してください。業務名は 12 件まで記載できるものとします。</p>